佐賀県規則第46号

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和2年佐賀県規則第33号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

改正後

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条第3項及び第7項から第10項まで、第3条第3項、第5項及び第6項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「第1号会計年度任用職員」という。)及び同項第2号に掲げる者(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の報酬、費用弁償及び給与(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象)

- 第3条 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。次項第1号において「県職員給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員(以下この項において「一般職の職員」という。)の例による場合にあっては、一般職の職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。ただし、期末手当の額については、一般職の職員のうち常勤の職員(第6条第1項及び第7条第4項において「常勤職員」という。)の例による。
- 2 条例第2条第7項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(趣旨)

- 第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条第3項、第7項及び第9項から第11項まで、第3条第3項、第5項及び第7項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「第1号会計年度任用職員」という。)及び同項第2号に掲げる者(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の報酬、費用弁償及び給与(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。(手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象)
- 第3条 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。次項第1号において「県職員給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員(以下「一般職の職員」という。)の例による場合にあっては、一般職の職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。
- 2 条例第2条第7項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。<u>この場合において、これらの期間には、次項各号に掲げる職員として在職した期間は含まないものとする。</u>

	改正前	改正後
(1) • (2) 略		(1) • (2) 略
3 略		3 略
		4 条例第2条第8項に規定する在職期間については、一般職
		員の例による。この場合において、基準日以前6箇月以内の

- は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める額とする。
 - (1) 条例第2条第8項各号に定める期間において、月の初日から 末日までの間在職している月以外の月がある場合 当該期間か ら当該月に係る勤務時間数若しくは勤務日数又は月数を除い て、同項各号に定める方法により得られる額
 - (2) 略
- 5 条例第2条第9項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に 勤務する第1号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を 有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。

(通勤に係る費用弁償)

- 第4条 条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償(以下「通 勤に係る費用弁償」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) (2) 略
- 2 条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償の支給対象 は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 畿の職 の期間 に第2項第2号に掲げる期間がある場合は、当該期間は在職期間 に算入するものとし、前項各号に掲げる職員として在職した期間 がある場合は、当該期間は在職期間に含まないものとする。
- 4 条例第2条第8項ただし書に規定する場合の期末手当基礎額 | 5 条例第2条第9項ただし書に規定する任命権者が別に定める期 末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
 - (1) 条例第2条第9項各号に定める期間において、月の初日から 末日までの間在職している月以外の月がある場合 当該期間か ら当該月に係る勤務時間数若しくは勤務日数又は月数を除い て、同項各号に定める方法により得られる額
 - (2) 略
 - 6 条例第2条第10項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に 勤務する第1号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を 有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。

(通勤に係る費用弁償)

- | 第4条 条例第2条第11項に規定する通勤に係る費用弁償(以下「通 勤に係る費用弁償」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) (2) 略
- 2 条例第2条第11項に規定する通勤に係る費用弁償の支給対象 は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

改正前	改正後
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略
(手当の額及びその支給対象)	(手当の額及びその支給対象)
第6条 条例第3条第5項の規定により同条第1項の手当を支給す	第6条 条例第3条第5項の規定により同条第1項の手当を支給す
る場合にあっては、 <u>常勤職員</u> の例による。	る場合にあっては、 <u>一般職の職員のうち常勤の職員(次条第4項</u> <u>において「常勤職員」という。)</u> の例による。
2 条例第3条第5項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、第3条第2項各号に定める期間とする。	2 条例第3条第5項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、第3条第2項各号に定める期間とする。 <u>この場合において、</u> これらの期間には、同条第3項各号に掲げる職員として在職した期間は含まないものとする。
3 条例第3条第6項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に	3 条例第3条第7項ただし書に規定する場合は、産業技術学院に
勤務する第2号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を	勤務する第2号会計年度任用職員で知事が定める資格、経験等を
有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。	有するものが職業訓練に関する業務に従事した場合とする。
4 前項に規定する第2号会計年度任用職員に対する条例第3条第	4 前項に規定する第2号会計年度任用職員に対する条例第3条第
1項に規定する特殊勤務手当の額については、 <u>第3条第6項</u> の規 定を準用する。	1項に規定する特殊勤務手当の額については、 <u>第3条第7項</u> の規 定を準用する。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。